

第51回関市刃物まつりにおける『イベント民泊』 Q&A

NO	質問	回答
1	「申込書兼同意書」に記載の【(2)自宅提供日】について、10月5日～8日まで自宅を開放しなければ参加できないのか？	イベント民泊実施期間(10月5日～8日)のうち、ご自宅を提供できるお日にちのみで構いません。 (例)10月6日(土)～10月7日(日)など
2	「申込書兼同意書」に記載の【(2)自宅提供日】について、実施期間中の宿泊者の入れ替わりができないとは、具体的にどのようなことなのか？	宿泊者の入れ替わりとは、例えば、10月5日(金)～6日(土)は宿泊者Aを宿泊させ、10月6日(土)～7日(日)は宿泊者Bを宿泊させる場合をいい、「旅館業法」が適用されることとなります。他方、同じ施設に、同時に、複数組、複数名を宿泊させる場合は、宿泊者の入れ替わりがないため、イベント民泊として実施することができます。
3	「申込書兼同意書」に記載の【(7)住宅用自動火災報知機の有無】について、なぜ設置が必要なのか？	消防法及び中濃消防組合火災予防条例の改正により、すべての住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられているため、設置が必要となります。「住宅用火災警報器」は、自宅の以下の場所に設置する必要があります。 ①寝室や子供部屋など、普段就寝に使われる部屋の天井または壁 ②寝室がある階の階段上部の天井または壁 今回、「イベント民泊」にご協力いただく方は、【煙式 火災警報器】の設置を推奨いたします。なお、未設置の方は、自宅提供日までに設置していただきますようお願いいたします。
4	イベント民泊実施に向けた準備時や自宅提供時に、疑問点や不安点などが出てきた場合、相談できるような窓口はあるのか？	準備中のご質問は、事務局(関市役所観光課内)へご遠慮なくお尋ねください。また、自宅提供時のお問い合わせは、24時間体制で皆様をフォローする相談窓口を開設いたしますので、ご活用ください。
5	ゲスト(宿泊者)募集は、どのように行いますか？	民泊施設と宿泊者をマッチングさせる仲介サイトを使用して募集する予定です。
6	ゲスト(宿泊者)について、自宅提供者は条件を付加してもよいのか？ (例)女性限定など	条件付きのゲスト受け入れは可能です。ゲスト募集を行う仲介サイト上で条件を記載し、ゲスト候補から送られてくる宿泊依頼から属性を確認して、宿泊させるか判断していただきます。
7	シャワールームやトイレがない施設の場合は、イベント民泊の参加はできないのか？	シャワールーム、トイレがない場合であっても、宿泊施設付近に利用できる場所があれば参加は可能です。宿泊者とのトラブルを防ぐため、仲介サイト上では、提供する施設の内容を明確にして募集します。
8	家主がいない宿泊施設を利用することは可能か？また、同一敷地内の離れを利用することは可能か？	鍵の受け渡しが必要となる宿泊施設の提供(家主不在型)については、今回は禁止とさせていただきます。同一敷地内の離れの利用については、可能とします。
9	宿泊者への食事の提供やお迎えなどのおもてなしは必要なのか？	衛生上の理由で、宿泊者への食事の提供はできません。また、宿泊者への特別なおもてなしは不要です。
10	今年度の参加は見送り、来年度に向けて準備をしていこうと思いますが、来年度もイベント民泊は実施されるか？	来年度もイベント民泊を行うかは、まだ決まっておりません。今回の取り組みの実績から判断して決定したいと思います。
11	宿泊者はどのような方が想定されるのか？	昨年、イベント民泊を実施した自治体における宿泊者の実績は、日本人宿泊者8割、外国人宿泊者2割でした。刃物まつりは、海外からの注目度も高いイベントであるため、上記の実績より外国人宿泊者数が高くなる可能性があるかと予想します。